

非常変災時の措置について

滋賀県立守山北高等学校

1. 「特別警報」および「暴風を含む警報」の発令時における措置

- (1) 県内に午前6時に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合、生徒は**自宅待機**とする。
- (2) 午前6時以降、午前10時までに「特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された時は、午後の授業を実施する。生徒は**午後1時までに登校**する。
- (3) 午前10時においてなお「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合は、**臨時休業**とする。
- (4) 警報の発令前であっても、気象情報に応じて、教育活動を停止せざるをえないと校長が判断した場合は、**即刻下校**を指示する。

2. その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）発令時における措置

- ・原則として平常通り授業を実施するので、通学時の安全に十分な配慮をしながら登校すること。
- ・居住地域や通学時に大きな被害があつて、（洪水で橋が流されている等）登校に危険が伴うと判断したときは、無理な登校は避けること。
- ・災害時に、居住区域や通学時の状況把握や安全に対する的確な判断ができるよう、平素から防災に関する備えをしておくこと。